小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第３９６号

札幌市南区川沿13条１丁目５番15号

再生債務者　成田　孝史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月19日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第１６号

広島県福山市川口町３丁目20番６－２号

再生債務者　和風鉄板焼暖家こと　的場　光孝

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成23年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。

平成23年12月19日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

小規模個人再生による免責決定

平成２３年（モ）第５００３３号

名古屋市中村区藤江町４丁目８番地の２　ノアーズアーク中村201号

再生債務者　江間　直彰

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成23年12月20日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第１２号

大分市明野東２丁目17番１―505号、開始決定時の住所大分県宇佐市大字辛島42番地の１

再生債務者　河野　宏幸

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月19日

大分地方裁判所中津支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０号

千葉県野田市岡田719番地103

再生債務者　桃井　一茂

1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月17日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月24日から平成24年２月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第９号

滋賀県甲賀市甲賀町神保1438番地

再生債務者　藤橋　三郎

1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月17日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第７４号

大阪市此花区伝法３丁目12番３号

再生債務者　酒井　龍雄

1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月17日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月20日から平成24年２月３日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号

静岡県浜松市浜北区内野台２丁目26番７号

再生債務者　小早川　清

1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月30日から平成24年２月６日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再ロ）第１０号

熊本市秋津２丁目３番33号103

再生債務者　吉岡　貴博

1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年２月１日から平成24年２月８日まで

熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第２４号

京都市中京区壬生東高田町６番地６

再生債務者　井上　公男

1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月27日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月31日から平成24年２月７日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第８号

兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館1008号

再生債務者　和氣　　晃

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月16日まで

平成23年12月19日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第９号

兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館1008号

再生債務者　和氣由利子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月16日まで

平成23年12月19日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第８２号

大阪市淀川区十八条１丁目13番26号シティパーク十八条502号

再生債務者　林崎さおり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月17日まで

平成23年12月20日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号

兵庫県明石市魚住町西岡1093番地の７

再生債務者　市井　浩己

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月23日まで

平成23年12月21日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第７号

千葉県松戸市小根本39番地の１　グラン・コート松戸405号

再生債務者　石田　和博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月24日まで

平成23年12月20日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００７９号

東京都世田谷区用賀１―20―19

再生債務者　太田　　孝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月16日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号

福岡県うきは市吉井町新治462番地７

再生債務者　大山　秀昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月20日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係